



# 監査報告書

令和6年5月22日

学校法人 医療創生大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 医療創生大学

監事 鷲田千秋   
監事 森保彦 

私たち学校法人医療創生大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人医療創生大学寄附行為第16条に基づき令和5年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における学校法人医療創生大学の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について下記の通り報告いたします。

## 記

### 1. 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会及び学部長会等の重要な会議に出席したほか、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、法人事務局及び大学、千葉・柏リハビリテーション学院、岡山・建部医療福祉専門学校、葵会仙台看護専門学校の関係部署の責任者及び担当者から業務執行の状況を聴取するとともに、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書）を検証しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財産状況を示していると認めます。
- (2) 学校法人の業務及び財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上